

鹿児島県有機農業推進計画

平成20年8月
鹿児島県農政部

〔 目 次 〕

	ページ
第1章 有機農業推進計画の策定にあたって	1
1 推進計画の性格と位置づけ	1
2 推進計画と農政関連計画等との関係	2
第2章 有機農業の現状と課題	3
1 有機農業の生産	3
2 有機農産物等の流通・消費	6
3 有機農業に対する理解	9
第3章 有機農業を推進するための基本的考え方	11
1 有機農業の推進理念	11
2 有機農業を推進する視点	11
第4章 有機農業の推進に関する目標	12
1 県民の理解と関心の増進	12
2 有機農業に取り組む農業者への支援	12
3 有機農業に関する技術等の開発・普及	13
第5章 有機農業を推進するための具体的な施策の展開	14
1 県民の理解と関心の増進	14
2 有機農業に取り組む農業者への支援	14
3 有機農業に関する技術等の開発・普及	15
第6章 推進計画の着実な推進に向けて	16
1 推進体制	16
2 推進主体の役割	16
(1) 県の役割	16
(2) 有機農業に取り組む農業者及びその他関係団体の役割	16
(3) 市町村及び農業団体等の役割	16
3 推進計画の見直し	17

第1章 有機農業推進計画の策定にあたって

1 推進計画の性格と位置づけ

地球温暖化など地球環境問題が顕在化する中で、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減させる取組は、農業が基幹産業である本県にとって基本的な課題となっています。

このため、県においては、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」に沿って、農業が本来有する自然循環機能を発揮させつつ、家畜排せつ物由来の良質たい肥の施用による健全な土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量の低減に向けた「環境と調和した農業」を積極的に推進しています。また、化学肥料や化学合成農薬、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本とした有機農業については、この「環境と調和した農業」の一翼を担うものとして位置づけ、関係団体と連携を図りながら、必要な助言・指導等に努めています。

このような中、平成18年12月、我が国の有機農業の発展を図ることを目的とした「有機農業の推進に関する法律」（以下「有機農業推進法」という。）が制定・公布され、これに基づき、平成19年4月、国は「有機農業の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定・公表しました。

この「鹿児島県有機農業推進計画」（以下「推進計画」という。）は、「有機農業推進法」第7条に規定された「基本方針に即し、都道府県が定める有機農業の推進に関する施策についての計画」に当たるもので、我が国の食料供給基地としての役割を担う本県において、有機農業の推進を図るために必要な基本的考え方と具体的な施策の展開等を示したものです。

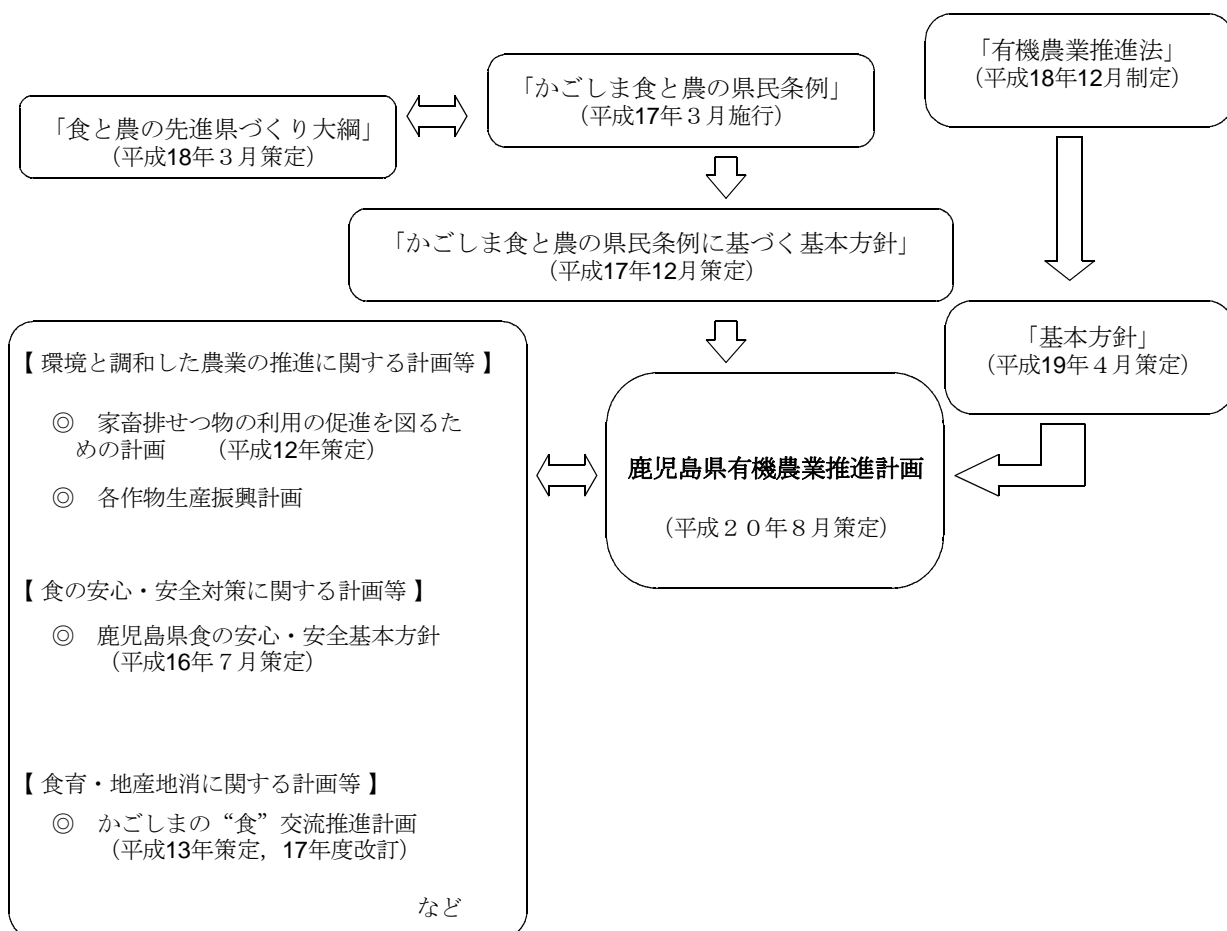
なお、この推進計画は、平成20年度からおおむね5年間を対象として定めるものとします。

※ 有機農業の定義

有機農業推進法の第2条においては、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」と定義されています。

2 推進計画と農政関連計画等との関係

この推進計画は、「かごしま食と農の県民条例に基づく基本方針」や「食と農の先進県づくり大綱」をはじめ、環境と調和した農業の推進や食の安心・安全対策などの内容を含む他の計画等と緊密な連携を図ることとします。



第2章 有機農業の現状と課題

1 有機農業の生産

本県の有機農業の現場では、それぞれの地域やほ場の立地条件等を踏まえ、旬の農産物を中心に生産が行われていますが、有機農業は病害虫の発生などによる品質や収量の低下が起こりやすく、一般に慣行栽培等に比べ労働時間や生産コストが多くかかるなどの課題を抱えています。

平成17年度の調査によると、本県で有機農業に取り組んでいる農家は131戸、作付面積は200ヘクタールで、本県農業全体に占める割合は、それぞれ0.2パーセントとなっています。また、有機農業により生産された農産物は、野菜が最も多く、次いで茶、水稻、果樹の順となっています。

表1 有機農業への取組状況 (単位：戸， ha， %)

平成7年度		平成15年度		平成17年度	
農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積	農家戸数	作付面積
146 (0.2)	76 (0.1)	146 (0.2)	205 (0.2)	131 (0.2)	200 (0.2)

注1：地域振興局・支庁(旧農業改良普及センター)調べ

注2：取組状況は有機JAS農産物(※)とは限らない。

注3：()は、県全体の農業に占める割合

表2 作物別構成(平成17年度末) (単位：戸， ha， %)

区分	農家戸数	作付面積	区分	農家戸数	作付面積
1 野菜	84(64)	92(46)	4 果樹	8(6)	8(4)
2 茶	26(20)	81(41)	5 その他	5(4)	2(1)
3 水稻	8(6)	17(8)	計	131(100)	200(100)

注1：地域振興局・支庁(旧農業改良普及センター)調べ

注2：()は構成比

※ 有機JAS農産物とは

化学肥料・農薬，遺伝子組換え技術を使用しないことを基本に，播種又は植付け前2年以上(多年生作物にあっては，最初の収穫前3年以上)の間，たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物で，日本農林規格(JAS法)に適合しているもの。

◎ ヒアリング・アンケート調査の結果より

有機農業に取り組んでいる農業者（以下「有機農業者」という。）を対象に実施したヒアリング調査では、「引き続き、有機農業により安心・安全な農産物を生産・供給していきたい」との回答がありました。

しかしながら、「安定的な生産量の確保」や「労働時間の短縮」が、課題としてあげられました。

〔 有機農業者の中には、有機農業のみに特化するのではなく、慣行栽培（※）や特別栽培（※）も行いながら、経営の安定化を図っている事例もあります。 〕

担い手農家（※）を対象に実施したアンケート調査では、36パーセントが「今後、有機農業に取り組んでみたい」と回答しています。

また、現在、有機農業に取り組んでいない理由として、「栽培管理が困難」が60パーセント、「経営が不安定」が52パーセントとなっています。

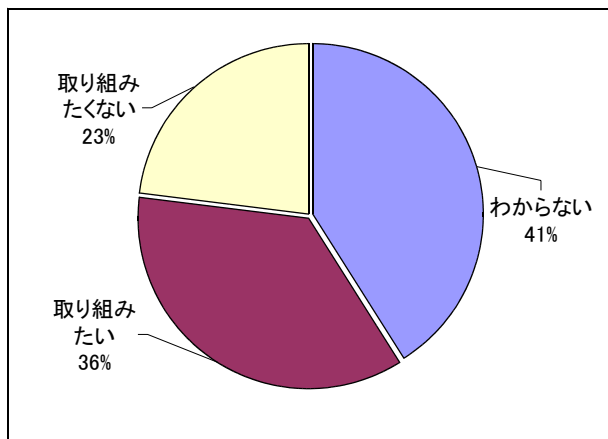
なお、県農業開発総合センターの農業大学校生を対象に実施したアンケート調査では、「化学肥料・農薬を適正に使用していれば問題ない」と答えた学生が大半を占める中で、将来就農を予定している学生の中には、「安心・安全な食を供給したい」、「環境と調和した農業を実践したい」という理由から、「有機農業に取り組みたい」と45パーセントが回答しています。

※ 慣行栽培とは
化学肥料・農薬を適正に使用しながら、農作物を生産する栽培方法のこと。（県内で広く一般的に実践されている栽培方法）

※ 特別栽培とは
慣行栽培より化学合成農薬の使用回数を5割以上、かつ、化学肥料の窒素分量を5割以上低減して農作物を生産する栽培方法のこと。

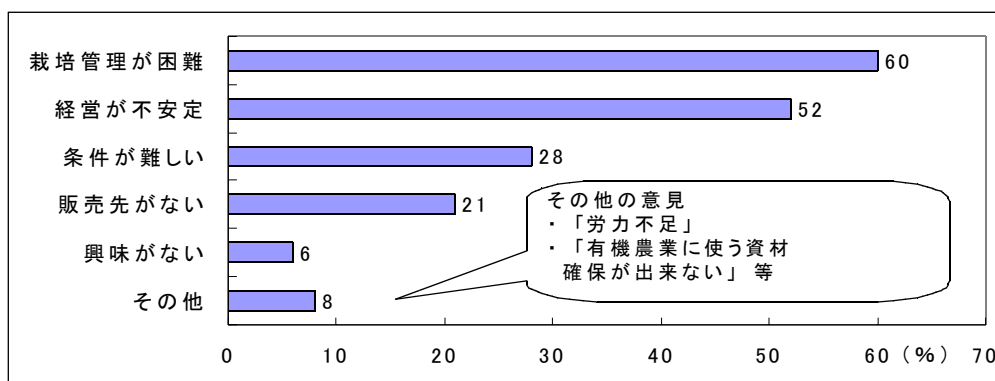
※ 担い手農家とは
地域の農業を支えていく農業者のことで、本県では市町村基本構想に掲げる所得目標のおおむね5割以上を達成している個人・法人経営者のこと。

○ グラフ1 担い手農家の有機農業への取組意向



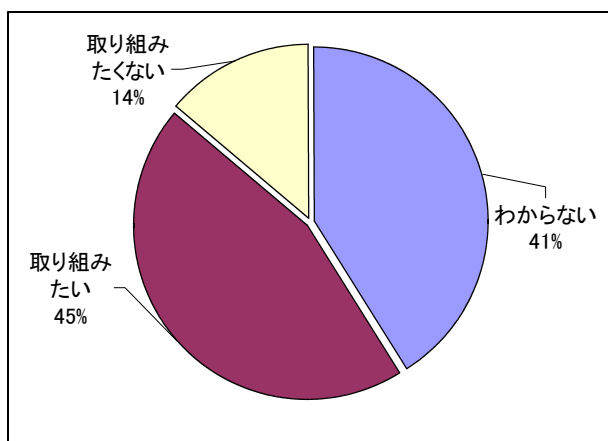
資料：平成19年度 担い手農家アンケート調査（回答者数：278）

○ グラフ2 担い手農家の有機農業に取り組んでいない理由（複数回答）



資料：平成19年度担い手農家アンケート調査（回答者数：250）

○ グラフ3 農業大生（農業大学校生）の有機農業への取組意向



資料：平成19年度 県農業開発総合センターの農業大生アンケート調査（県農業開発総合センターの農業大生のうち就農予定者、回答者数：108）

2 有機農産物等の流通・消費

有機農業により生産された農産物の多くは、個別宅配や直売店（所）、量販店の有機農産物コーナーなどで取り扱われており、有機農業者と消費者や消費者団体等が直接結び付いた流通形態となっています。

◎ アンケート調査・ヒアリングの結果より

県政アンケートモニター（※）（以下「県政モニター」という。）等を対象に実施したアンケート調査では、有機農産物の購入に関して、8パーセントが「よく購入する」、24パーセントが「時々購入する」と回答しており、この結果によると、32パーセントが有機農産物を購入している状況となっています。

また、購入品目については、「野菜」が79パーセントで最も多く、次いで、「果実」の34パーセント、「茶」の30パーセント、「米」の25パーセントとなっています。

有機農産物を購入しない理由としては、「価格が高い」と「普通の農産物と変わらない」が32パーセントで最も多く、次いで「販売店が分からない」と「品揃えが悪い」が16パーセントでした。

かごしま地産地消推進店（※）を対象にしたアンケート調査では、41パーセントが「有機農産物を料理に活用している」と回答しており、その品目としては、73パーセントが「野菜」、27パーセントが「果実」となっています。

また、ヒアリング調査では、今後の有機農産物の活用について、「野菜等の品目数を増やしたい」との意向がありました。

市場関係者を対象としたヒアリング調査では、有機農産物の取扱について、「過去に加工用農産物を取り扱っていたが、現在取扱はない。今後は消費者や量販店等の要望に応じて対応したい」とのことでした。

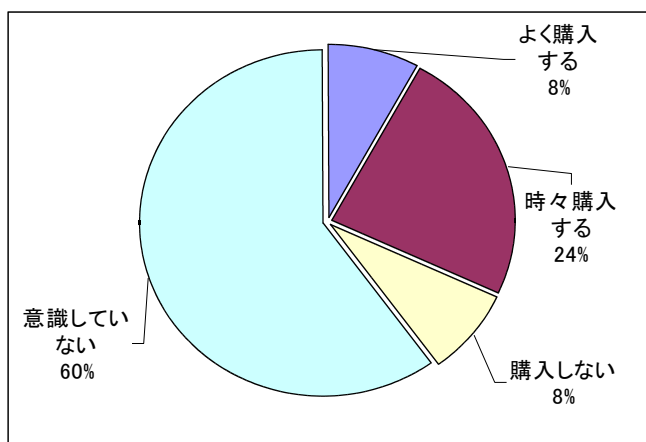
農業団体を対象としたヒアリング調査では、有機農産物の取扱について、「現在、市場のニーズに対応して、一部品目のみの取扱となっている。品目数を増やすなどの今後の対応については検討していきたい」とのことでした。

※ 県政アンケートモニターとは
県内に在住している20歳以上の県民で、県政の円滑な推進に関心を持ち、県政に協力する熱意を持つ者のこと。（定数：200人）

量販店等を対象としたヒアリング調査では、有機農産物の取扱について、「数量は少ないものの、今後とも定番商品として消費者ニーズに対応していきたい」との意向がありました。

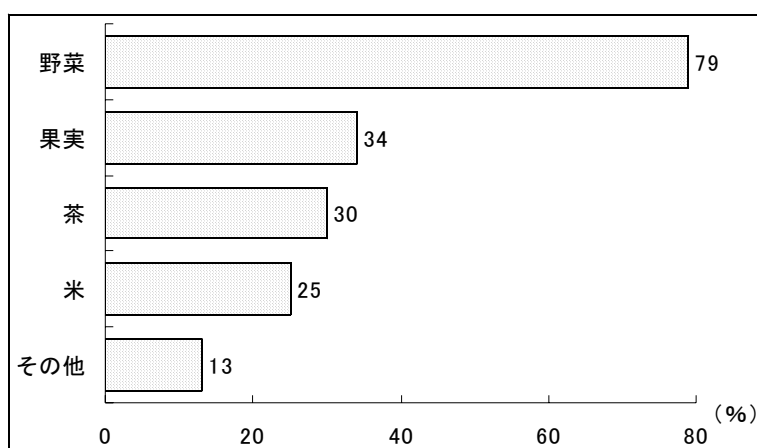
なお、有機農産物の店頭販売価格は、一般農産物よりも1～2割程度高くなっている状況にあります。

○ グラフ4 県民の有機農産物の購入状況



資料：平成19年度県政モニター及び県民一般アンケート調査（回答者数：237）

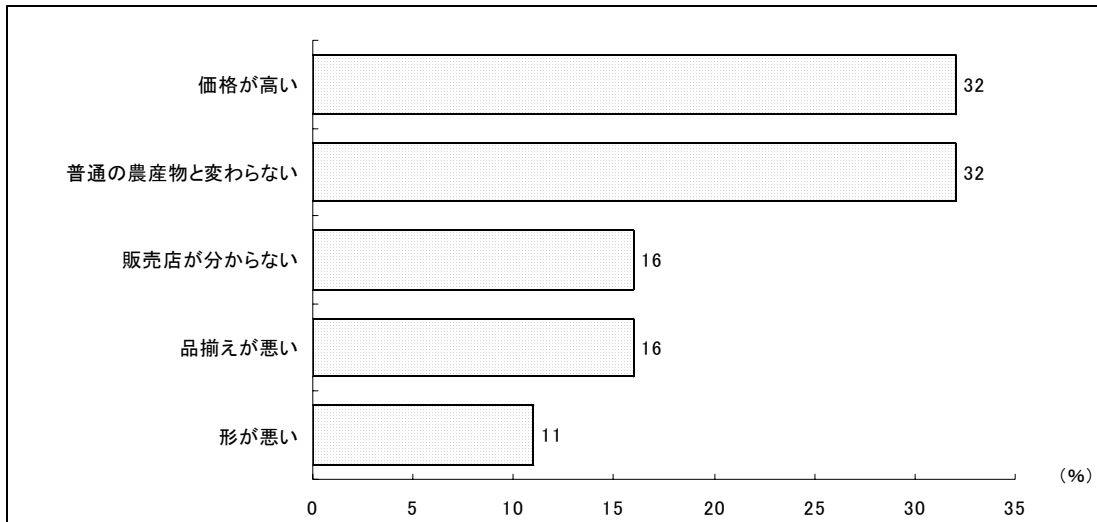
○ グラフ5 県民の購入している有機農産物の種類（複数回答可）



資料：平成19年度県政モニター及び県民一般アンケート調査（回答者数：76）

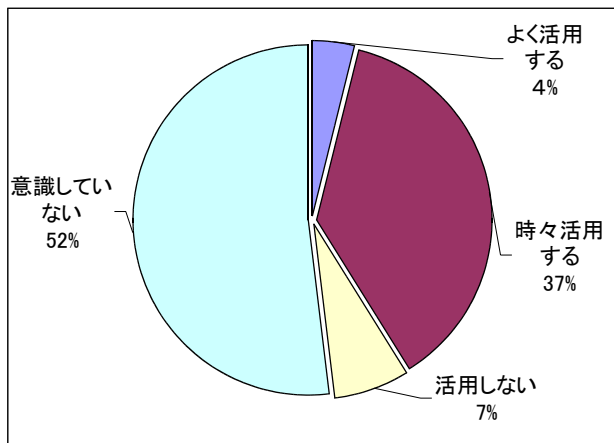
※ かがしま地産地消推進店とは
 かがしまの“食”交流推進会議が登録した、県産農林水産物を積極的に活用し、その情報を消費者に提供している県内の飲食店等のこと。
 （平成20年4月現在：166店）

○ グラフ6 県民の有機農産物を購入しない理由（複数回答可）



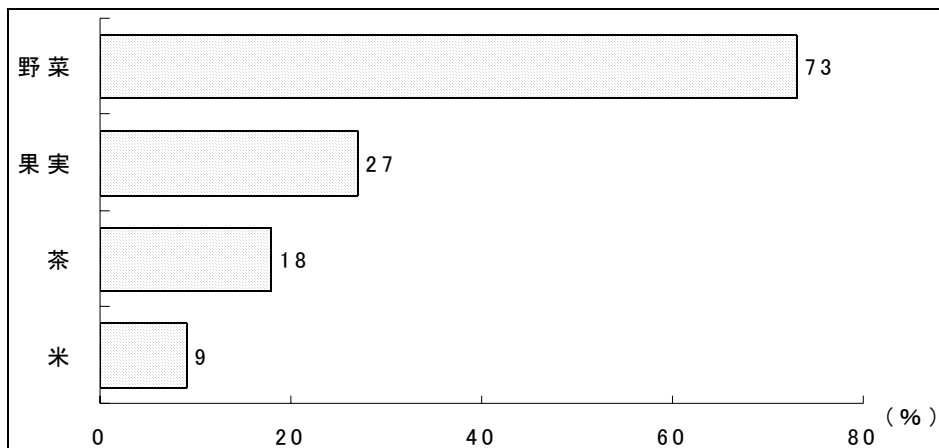
資料：平成19年度県政モニター及び県民一般アンケート調査（回答者数：76）

○ グラフ7 外食産業の有機農産物の活用状況



資料：平成19年度かごしま地産地消推進店アンケート調査（回答者数：27）

○ グラフ8 外食産業の購入している有機農産物の種類（複数回答）



資料：平成19年度 かごしま地産地消推進店アンケート調査（回答者数：11）

3 有機農業に対する理解

環境への負荷を大幅に低減し、生物多様性の保全に資するものであるといった有機農業に対する理解は、未だ十分といえない状況にあります。

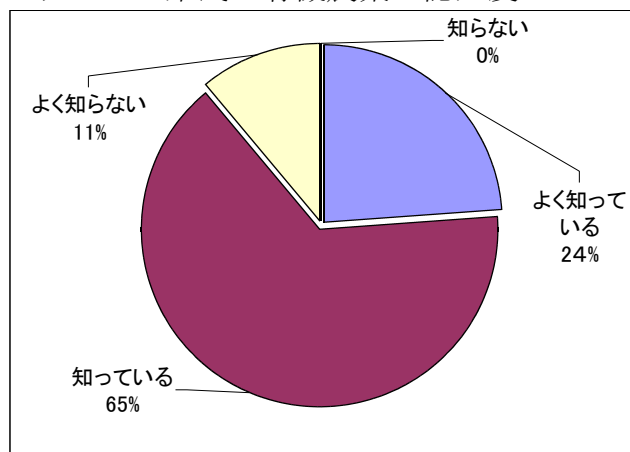
◎ アンケート調査結果より

県政モニター等を対象に実施したアンケート調査では、有機農業のことを24パーセントが「よく知っている」、65パーセントが「知っている」と回答しており、この結果によると、89パーセントが「有機農業を知っている」となっています。

また、有機農業に対するイメージについては、65パーセントが「健康にいい」と回答しており、「環境にやさしい」との回答は40パーセントとなっています。

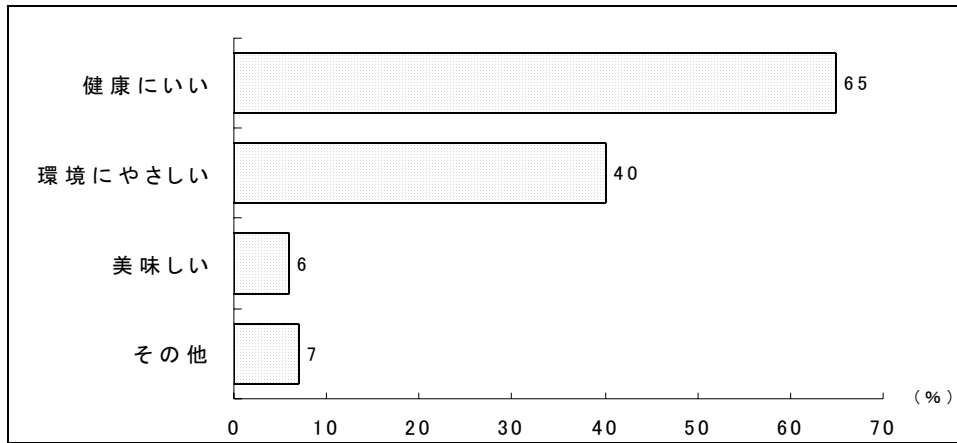
担い手農家を対象に実施したアンケート調査では、環境と調和した農業について、78パーセントが「実践している」と回答しているものの、有機農業の定義を「知っている」との回答は、62パーセントとなっています。

○ グラフ9 県民の有機農業の認知度



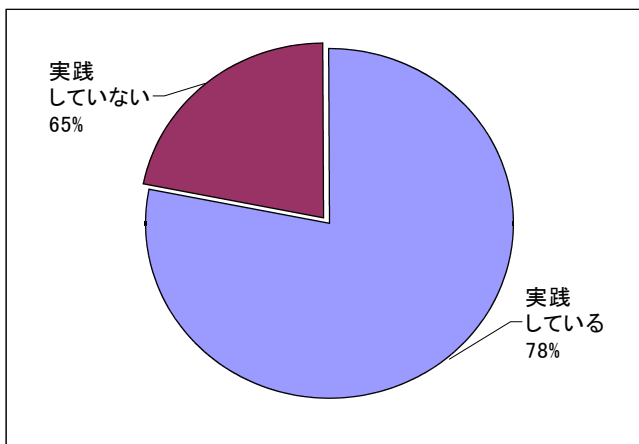
資料：平成19年度 県政モニター及び県民一般アンケート調査（回答者数：237）

○ グラフ10 県民の有機農業に対するイメージ（複数回答）



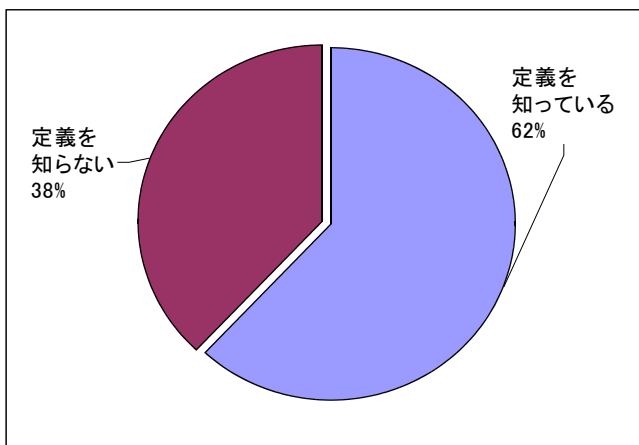
資料：平成19年度 県政モニター及び県民一般アンケート調査（回答者数：209）

○ グラフ11 担い手農家の環境と調和した農業への取組状況



資料：平成19年度担い手農家アンケート調査（回答者数：286）

○ グラフ12 担い手農家の有機農業の認知度（定義）



資料：平成19年度担い手農家アンケート調査（回答者数：288）

第3章 有機農業を推進するための基本的考え方

1 有機農業の推進理念

本県における有機農業への取組は、第2章で示したように未だ少ない状況ではありますが、有機農業により生産された農産物は消費者の価値観が多様化する中で一定の根強い需要があります。

また、有機農業は化学肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本としており、農業による環境負荷を低減するという点で、本県で積極的に推進している「環境と調和した農業」と方向性を同じくするものと考えています。

このため、県においては、有機農業を「環境と調和した農業」の一翼を担うものとして位置づけ、その推進に当たって、まずは、消費者等の理解の増進を図るため、有機農業に関する情報発信の強化に努めます。

また、担い手農家等が有機農業に容易に取り組めるよう、さらに、消費者が有機農業により生産された農産物を容易に入手できるよう、担い手農家、その他関係者の自主性を尊重しつつ、その推進を図っていきます。

2 有機農業を推進する視点

本県で有機農業を推進していくためには周年にわたり病害虫が発生し、雑草が生育しやすいなどの自然的生産条件や有機農業により生産される農産物が一般の農産物に比べ農協系統出荷や市場流通、店舗販売が少ないことなどの流通実態を踏まえる必要があります。

また、今後とも、本県の基幹産業である農業の我が国の食料供給基地としての役割を高めながら、消費者ニーズを踏まえた取組を推進する必要があります。

このため、有機農業を食の安心・安全の確保や地産地消、スローフード（※）の展開、地域の活性化にもつなげるものなどとしてとらえ、効果的な推進に努めます。

※ スローフードとは
多忙な現代人の食生活を見直す運動で、各地に残る食文化を尊重し、将来に伝えていこうとする活動のこと。

第4章 有機農業の推進に関する目標

本県の温暖な気候や広大な畑地，地域の特性を生かした有機農業の普及・定着に努めるため，「県民の理解と関心の増進」，「有機農業に取り組む農業者への支援」，「有機農業に関する技術等の開発・普及」の3項目を基本的な有機農業の推進方針とし，次のとおり目標を設定します。

1 県民の理解と関心の増進

有機農業に対する県民の理解は十分とはいえない状況にあります。

このため，各種広報媒体や県政出前セミナー（※）による広報活動を展開するとともに，各種関係団体と連携した有機農業者と消費者が交流する場の創出などに努め，県民の有機農業に対する理解と関心を増進します。

なお，おおむね5年後には，有機農業が環境への負荷を大幅に低減し，生物多様性の保全に資するものであると理解する県民の割合を5割以上にすることを目指します。

2 有機農業に取り組む農業者への支援

有機農業により生産される農産物には一定の根強い需要があります。

また，担い手農家や就農予定の県農業開発総合センター農業大学校生の中には，一定規模の有機農業に取り組みたいとの意向が見られます。

このため，有機農業に対する情報の収集・発信や新たに有機農業を行おうとする担い手農家等への技術指導，各般の施策等を活用した生産基盤の整備などに努めます。

なお，おおむね5年後には，有機農業への取組を開始してから経営安定に至るまでのモデル体系の作成を目指します。

※ 県政出前セミナーとは

県政に対する県民の理解と協力を得るため，県民の要望等に応じて，県職員が職場や集会等に出向き，県政の課題や県が重点的に取り組んでいる施策等について，直接説明を行うこと。

3 有機農業に関する技術等の開発・普及

有機農業者は、有機農業の課題として、「安定的な生産量の確保」と「労働時間の短縮」をあげています。また、担い手農家は有機農業に取り組んでいない理由として、「栽培管理が困難」と「経営が不安定」をあげています。

このため、有機農業の抱える技術的な課題の克服に向けて、普及職員の技術や知見を高める研修会等の充実・強化を図りながら、計画的かつ効果的に技術情報を発信するとともに、既に民間団体等で開発され、有機農業実践者が活用している技術等を適切に組み合わせることにより、安定的に品質・収量を確保できる技術の開発・普及等に努めます。

なお、おおむね5年後には、県農業開発総合センターでの有機農業に関する技術開発とその成果の普及推進を目指します。

第5章 有機農業を推進するための具体的な施策の展開

1 県民の理解と関心の増進

有機農業や有機農業により生産される農産物について、以下の取組を展開しながら、消費者の理解と関心の増進や有機農業者と消費者の相互の理解増進に努めます。

- 啓発チラシの配布や県ホームページ等各種広報媒体の活用、県政出前セミナーの開催などにより、有機農業の普及啓発と情報発信の強化に努めます。
- 有機農業関係団体等との連携を図りながら、シンポジウムやイベント等を開催し、食育・地産地消と連動した活動等を通じて、消費者の有機農業への理解増進や有機農業により生産された農産物に触れる機会を増やすことにより、相互理解が深まるよう各般の活動の展開に努めます。

2 有機農業に取り組む農業者への支援

有機農業や有機農業により生産される農産物について、以下の取組を展開しながら、農業者が容易に有機農業に取り組めるよう、また、有機農業者に必要な技術の修得が図られるよう支援します。

- 有機農業専門チームの設置など県の支援態勢を整備することにより有機農業に関する情報の収集、提供に努めます。
- 有機農業を推進しようとする地域協議会や新規就農支援センター、市町村、農業団体等と連携することにより、新たに有機農業へ取り組もうとする担い手農家等に対して、必要な助言・指導を行います。
- 有機農業者と担い手農家等との交流の場を設定することにより、環境と調和した農業生産活動に取り組む気運の醸成と相互の技術交流等を支援します。
- 市町村や有機農業関係団体等と連携しながら、県内に技術の実証、習得を行う現地実証ほを設定し、実践的な技術指導を行う現地研修会等を開催することにより、有機農業に必要な技術の修得を支援します。
- 有機農業者に対し、有機JAS認定取得への支援を行うことにより有機JAS農産物としての流通・販売を促進します。

- 農地・水・環境保全向上対策を活用して、有機農業者を含み地域でまとまりをもって環境負荷を大幅に低減する先進的な取組に対して、交付金を交付することにより、有機農業の面的拡大を支援します。
- 国の交付金事業や県単公共事業等を活用することにより、有機農業を持続的に取り組むために必要な共同利用機械・施設の整備や土壌・土層改良などを支援します。
- 有機農業者やその関係団体と市場・流通関係者等が情報交換を行う場などを設定することにより、有機農業により生産される農産物の流通チャンネルと消費の拡大を支援します。
- 有機農業者の実態調査等を実施し、その結果をもとに有機農業の経営課題を明確にすることにより、慣行栽培と有機農業の適切な組み合わせなどによる本県に適した有機農業経営モデルの策定に努めます。

3 有機農業に関する技術等の開発・普及

有機農業により生産される農産物について、以下の取組を展開しながら、安定的な品質・収量の確保などの課題解決に結びつくよう、有機農業に必要な技術の開発・普及に努めます。

- 現在実践されている技術やこれまで民間団体、県農業開発総合センター等で開発された技術を活用することなどにより、たい肥を活用した土づくりや肥培管理、雑草防除、病虫害防除等に係る技術の計画的かつ効果的な普及に努めます。
- 有機農業者やその他関係者との連携による、有機農業に活用できる技術・資材等の現地試験を行うことにより、技術・資材等の課題を整理し、今後の技術開発に反映するよう努めます。
- 普及職員を対象に、有機農業者を講師で招くなどして現地実証ほ等を活用した技術研修会を実施し、有機農業に関する技術や知識を習得させることにより、有機農業に対応できる普及職員の技術向上に努めます。
- 国の試験研究機関等との連携を図りながら、有機農業に関する研究開発の成果情報等の収集に努めるとともに、国が進める試験研究課題に参加することなどにより、有機農業に関する試験研究の充実に努めます。

第6章 推進計画の着実な推進に向けて

1 推進体制

推進計画を実効性あるものとしていくためには、有機農業者、その他関係団体等と連携を図りながら、生産・流通・消費それぞれの側面において、有機農業に対する理解と関心を高めていくことが重要です。

このため、県をはじめ、その他関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たし、本県の有機農業の推進に向けた環境づくりに努めていきます。

2 推進主体の役割

(1) 県の役割

県環境保全型農業確立推進本部を核として、有機農業等に関する情報を収集・発信するとともに、有機農業者その他関係団体、消費者、販売業者、市場関係者、農業団体等、幅広い分野の関係者の参画を得て、有機農業や有機農業により生産される農産物について、情報や意見の交換を行う場を設置することなどにより、推進計画に沿った取組を進めます。

また、有機農業者、その他関係団体等と連携を図りながら、これらの者が行う有機農業の推進に向けた自主的な活動を促進します。

(2) 有機農業に取り組む農業者その他関係団体の役割

有機農業や有機農業により生産される農産物について、消費者、その他農業者、販売業者、市場関係者、農業団体等の理解と関心が増進されるよう、自ら情報提供や体験・交流の場を設けるなどの取組を進める必要があります。

(3) 市町村及び農業団体等の役割

有機農業者、その他関係団体等と協力することにより、消費者が有機農業や有機農業により生産される農産物についての理解と関心を増進させる取組を展開する必要があります。

また、関係者との連携・協力が得られるよう、交流の場の設定や地域協議会を設置することなどにより、有機農業の推進が効率的に図られる環境を整備する必要があります。

3 推進計画の見直し

この推進計画は、基本方針で示された有機農業の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講ずるために必要な基本的事項に従い、平成20年度からおおむね5年間を対象に策定したものです。

今後、本県の食と農をめぐる諸情勢等が大きく変化することも考えられることから、時宜の課題に的確に対応したものとなるよう必要に応じて、この推進計画の見直しを検討することとします。